



神奈川県労働局発表  
平成27年7月30日

担当	神奈川県労働局雇用均等室
	室長 池田 真澄
	地方育児・介護休業指導官 浦田 恵
	電話 045-211-7380

# 県内初！！プラチナくるみん認定企業 「日産自動車株式会社」を認定！！

—7月31日に認定通知書交付式を行います！—

神奈川県労働局（局長 若生 正之）ではこのたび、次世代育成支援対策推進法に基づく特例認定（通称：プラチナくるみん認定）企業として、**日産自動車株式会社**（本社：横浜市西区取締役社長 カルロス ゴーン）を認定しました。

特例認定制度は、次世代育成支援対策推進法の改正（平成27年4月1日施行）により創設されたもので、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けた企業のうち、より高い水準の取組を行った企業が、認定を受けられる制度です。

神奈川県労働局管内では、平成27年3月末現在65社がくるみん認定を受けていますが、プラチナくるみん認定企業は神奈川県内で初めてとなります。

また、神奈川県労働局において、下記のとおり特例認定企業認定通知書交付式を行います。



## ◇認定通知書交付式◇

- ・日時 平成27年7月31日（金）16時～ ※撮影可
- ・会場 神奈川県労働局 局長室  
(横浜市中区北仲通5-57横浜第2合同庁舎8階)

- <資料>
- 1 特例認定企業の取組内容
  - 2 くるみん認定・プラチナくるみん認定基準・マークが決定しました！

## 日産自動車株式会社

- 所在地 横浜市西区
- 事業内容 自動車製造業
- 常時雇用する労働者 25,877 人（男 22,956 人 女 2,921 人）  
うち有期契約労働者 2,861 人



### 1 一般事業主行動計画

- 行動計画期間 平成 24 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日（3 年間）
- 行動計画目標 両立支援制度を利用しやすい環境づくりと効率的な働き方の促進

### 2 目標に対する取組結果

- まーちらんどみなとみらい保育施設設置
- 産休前セミナーの実施
- 年 2 回、労使協議を行い時間外労働時間の削減及び年次有給休暇取得促進に向けた取組内容の確認を実施

### 3 計画期間中の育児休業等取得者数

- <男性> 育児休業取得者 18 名  
育児目的休暇制度利用者 661 名  
(配偶者が出産した男性労働者 2,128 名 31%)
- <女性> 育児休業取得者 298 名  
(出産した女性労働者 319 名 93%)

### 4 その他の特例認定基準達成状況等

- 小学校就学の始期に達するまでの子、あるいは小学校 6 年生年度末までの子を養育する労働者が利用できる、法定を超えた就業時間短縮制度
- 育児等両立支援施策の実施  
産休前セミナー・復職前セミナー・両立計画支援を目的とした上司との面談を実施し、キャリア形成に合わせた両立計画の作成・見直しを継続して行う
- 上司が育児との両立を図る労働者へ適切な支援ができるようセミナー・ワークショップの実施
- ワークとライフの質の向上を目的とした在宅勤務制度推進活動（間接労働者対象、利用上限 40h/月）



# くるみん認定 プラチナくるみん認定

の認定基準・認定マークが決定しました！

はじめまして！  
プラチナくるみんです。  
12色のマント\*があるよ！  
平成27年4月1日から  
よろしくね！

愛称：プラチナくるみん



こんにちは！くるみんです。  
企業のみなさまの取組状況が  
より分かりやすくなるよう  
平成27年4月1日から  
新しく生まれ変わります！

愛称：くるみん

- 次世代育成支援対策推進法が改正され、平成27年4月1日から新しくプラチナくるみん認定制度が始まります！
- プラチナくるみん認定と新しいくるみん認定の基準が決まりました！
- プラチナくるみんマークが決まり、くるみんマークが新しくなりました！
- プラチナくるみん認定を受けた企業に公表していただく事項についても、併せてお知らせします！

\*プラチナくるみんのマントの色は、ピンク色、だいたい色、黄色、緑色、青色、紫色又はこれらの淡色の12種類からお選びいただけます。



厚生労働省 雇用均等・児童家庭局／神奈川県労働局雇用均等室



# 次世代育成支援対策推進法（次世代法）とは？

次世代法は、企業のみなさま・国・地方公共団体に次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するための計画を策定することを求めている法律です。

これまで、平成27年3月31日までの法律とされていましたが、平成26年4月に改正法が成立し、有効期限が平成37年3月31日まで10年間延長されました。

## ■くるみん認定・プラチナくるみん認定とは

次世代法では、一般事業主行動計画の策定・届出を行い、一定の基準を満たした企業を厚生労働大臣が認定できることとしています。これまでの認定制度は、くるみん認定のみでしたが、平成27年4月1日からは、新たにプラチナくるみん（特例）認定が始まります。

今回、平成27年4月1日の改正法の施行に向け、**くるみん認定基準を見直す**とともに、**プラチナくるみん認定基準を創設**しました。（次頁に認定基準一覧を掲載しています。）

# プラチナくるみん（特例）認定制度とは？

プラチナくるみん認定制度は、次世代育成支援対策に自主的に取り組んでいただける企業のみなさまを応援するため、認定を取得した企業の一般事業主行動計画の策定義務に代えて、次世代育成支援対策の実施状況を公表いただければよい制度として、平成27年4月1日から始まります。**プラチナくるみん認定は、くるみん認定を受けたことのある企業のみなさまが申請・取得できます。**

●行動計画策定義務あり

認定



●行動計画策定義務なし  
●毎年少なくとも1回、次世代育成支援対策の実施状況を公表

プラチナくるみん認定を取得した企業は、毎年少なくとも1回、厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」に以下の事項を公表いただく必要があります。

①～⑥の事項を  
公表してね！





- ① 男性の育児休業等取得に関する事項
- ② 女性の育児休業等取得に関する事項
- ③ 3歳から小学校就学前の子を育てる労働者のための短時間勤務等の措置の内容
- ④ 所定外労働の削減や年次有給休暇の取得促進のための取組など働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備に関して講じている措置の内容
- ⑤ 女性の継続就業に関する事項
- ⑥ 育児をしつつ活躍する女性を増やすための取組として、女性労働者の能力向上やキャリア形成のための支援などの取組内容、その実施状況

「両立支援のひろば」 ▶ URL : <http://www.ryouritsu.jp/> (ウェブサイト名は変更の可能性がありますが)



# 改正くるみん認定基準及びプラチナくるみん認定基準（一覧）

以下の新しい認定基準は、平成27年4月1日から適用されます。

 <p><b>改正くるみん 認定基準</b></p>	 <p><b>プラチナくるみん 認定基準</b></p>
<ol style="list-style-type: none"> <li>雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと。</li> <li>行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。</li> <li>行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。</li> <li>平成21年4月1日以降に策定・変更した行動計画を公表し、労働者への周知を適切に行っていること。</li> <li>計画期間において、男性労働者のうち育児休業等を取得した者が1人以上いること。                     <p>&lt;従業員300人以下の企業の特例&gt; 上記5.を満たさない場合でも、①～④のいずれかに該当すれば基準を満たす。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいる（1歳に満たない子のために利用した場合を除く）。</li> <li>計画期間内に、子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいる。</li> <li>計画の開始前3年以内の期間に、育児休業等を取得した男性労働者がいる。</li> <li>計画期間内に、小学校就学前の子を育てる男性労働者がいない場合において、企業が講ずる育児目的の休暇制度を利用した男性労働者がいる。</li> </ol> </li> <li>計画期間において、女性労働者の育児休業等取得率が、75%以上であること。                     <p>&lt;従業員300人以下の企業の特例&gt; 上記6.を満たさない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、女性の育児休業等取得率が75%以上であれば基準を満たす。</p> </li> <li>3歳から小学校就学前の子を育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じている。</li> <li>次の①～③のいずれかについて成果に関する具体的な目標を定めて実施していること。                     <ol style="list-style-type: none"> <li>所定外労働の削減のための措置</li> <li>年次有給休暇の取得の促進のための措置</li> <li>短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置</li> </ol> <p>※必ずしも一般事業主行動計画に目標を定める必要はありません</p> </li> <li>法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>改正くるみん認定基準1～4. と同一。</li> <li>計画期間において、男性労働者のうち、                     <ol style="list-style-type: none"> <li>配偶者が出産した男性労働者に占める育児休業等を取得した者の割合が13%以上</li> <li>配偶者が出産した男性労働者に占める育児休業等を取得した者及び育児休業等に類似した企業が講ずる育児目的の休暇制度を利用した者の割合が30%以上、かつ、育児休業等を取得した者1人以上のいずれかを満たすこと。</li> </ol> <p>&lt;従業員300人以下の企業の特例&gt; 計画期間内に男性の育児休業等取得者又は育児休業等に類似した企業が講ずる育児目的の休暇制度の利用者がいない場合（上記5.の①又は②を満たさない場合）でも、改正くるみん認定の5.の①、②、④もしくは「計画の開始前3年間に、育児休業等を取得した男性労働者の割合が13%以上」のいずれかに該当すれば基準を満たす。</p> </li> <li>改正くるみん認定基準6・7. と同一。</li> <li>改正くるみん認定基準の8.の①～③すべてに取り組み、①又は②について定量的な目標を定めて実施し、達成するとともに、                     <ol style="list-style-type: none"> <li>計画期間終了前直近1年間の平均週労働時間が60時間以上の労働者の割合が5%以下</li> <li>計画期間終了前直近1年間の平均月時間外労働時間が80時間以上の労働者が1人もいないこと</li> </ol>                     のいずれかを満たすこと。                 </li> <li>計画期間において、                     <ol style="list-style-type: none"> <li>子を出産した女性労働者のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職（育休中を含む）している者の割合が90%以上</li> <li>子を出産した女性労働者及び子を出産する予定であったが退職した女性労働者の合計数のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職（育休中を含む）している者の割合が55%以上</li> </ol>                     のいずれかを満たすこと。                     <p>&lt;従業員300人以下の企業の特例&gt; 上記9.の①又は②に該当しない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を併せて計算したときに①又は②を満たせば、基準を満たす。</p> </li> <li>育児休業等を取得し又は育児を行う女性労働者が就業を継続し、活躍できるよう、能力の向上やキャリア形成の支援のための取組に係る計画を策定し、これを実施していること。</li> <li>改正くるみん認定基準9. と同一。</li> </ol>



# 行動計画策定指針も改正されました！

一般事業主行動計画策定の際に、よりどころとなる「行動計画策定指針」は、今回の法改正や認定基準の改正・創設等を受けて改正されました。平成27年4月1日以降は、新しい行動計画策定指針に則った一般事業主行動計画の策定が望まれます。

行動計画策定指針の  
ここが変わったよ！



- ① 取組の対象に非正規労働者が含まれることを認識の上、取組を進めていくことが重要であること
- ② 男性の子育てに関する制度の利用促進に係る取組や、働き方・休み方の見直しに資する取組を進めることが重要であること
- ③ 計画の実施状況の点検にあたり、PDCAサイクルを確立することが重要であること
- ④ 育児休業に関する規定を整備し、労働者の休業中の待遇や休業後の労働条件について労働者に周知すること
- ⑤ 希望する労働者に対し、職務や勤務地等の限定を実施する際は、限定内容の明示が重要であり、職務や勤務地等の限定がない労働者との間の転換ができることや待遇の均衡を図ることが望ましいこと など

## 改正くるみん認定、プラチナくるみん認定の Q&A

### Q. くるみん認定基準の経過措置は？

**A** 今回お示した改正くるみん認定基準は平成27年4月1日から適用されます。ただし、平成27年3月31日までに行動計画期間が終わる事業主が、平成27年4月1日以降に認定申請を行った場合は、改正前のくるみん認定基準で審査が行われます。また、平成27年4月1日をまたぐ行動計画については、改正前・改正後のいずれかのくるみん認定基準を選択できます。

### Q. 認定を受けるメリットは？

**A** 認定企業になると、くるみん、プラチナくるみんを商品等につけることができ、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

さらに、認定企業になると、建物等の割増償却を受けられる**税制上の優遇措置(くるみん税制)**が受けられます。

※現行の税制優遇措置は、平成27年3月31日までです。平成27年4月1日以降については、検討中です。

改正法・行動計画・認定に関するお問い合わせは、

神奈川労働局雇用均等室にどうぞ

●所在地：〒231-8434 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎13階

●電話：045-211-7380

神奈川労働局次世代ホームページ

▶ [http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/koyou\\_kintou/hourei\\_seido/top-kintou/jisedai\\_0.html](http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/hourei_seido/top-kintou/jisedai_0.html)

厚生労働省トップページ>分野別の政策>注目のキーワード>くるみんマークについて のページに以下の情報が掲載されています。

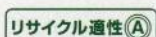
●行動計画の策定について ▶ <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/>

●認定企業について ▶ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/kijuntekigou/>

●企業の仕事と家庭の両立支援に関する取組について(両立支援のひろば) ▶ <https://www.ryouritsu.jp/>

●相談はこちらでも(次世代支援対策推進センター一覧) ▶ <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/dantai.html>

●くるみん税制について ▶ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/dl/29.pdf>



この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。